

「福井ふるさと学びの海湖」登録要項

1 目的

福井県内の海湖（川を含む。）において、海湖の自然を感じ、学ぶ体験活動および海湖を保全する体験活動を広く県民に提供する団体ならびにその活動場所を「福井ふるさと学びの海湖（以下「学びの海湖」という。）」として、福井県里山里海湖研究所（以下「研究所」という）が登録し、より多くの県民が気軽に海湖に触れ親しむ機会を増やす。

2 活動実施主体

学びの海湖の活動を行う団体、法人または地方公共団体

3 登録項目

- (1) 学びの海湖の活動を行う団体、法人または地方公共団体（以下「登録団体」という）の名称
- (2) 学びの海湖の活動を行う場所

4 学びの海湖の活動

学びの海湖の活動とは、以下の（ア）または（イ）の要素を含む自然体験活動をいう。

（ア）自然体験・学習

例) カヌー、カヤック、シュノーケリング、ダイビング、魚捌き体験、漁業体験、生きもの観察（磯観察、潮干狩り等）等

※ 競技や技術向上のみを目的として海湖を使用する活動は対象外とする。

例) サーフィン大会、カヌーポロ大会等

（イ）自然の保全

例) ビーチ清掃、海底清掃、河川清掃、外来種駆除、生きものの生息環境改善活動（石洗い等）等

5 登録要件

次の団体要件（1）～（4）および活動要件（1）～（3）を全て満たすこと。

《団体要件》

- (1) 安全に実施するための安全管理体制および指導体制が整っていること。
- (2) 確実に実施するための人員等の組織体制が整っていること。
- (3) 活動場所について登録団体が使用する権限を有しているか、または有する見込みであること。
- (4) 各種法令を遵守していること。

《活動要件》

- (1) 福井県内の海湖において、広く県民を参加対象とした学びの海湖の活動を行うこと。
なお、学びの海湖の活動要素として規定する2つの活動については、双方とも実施する計画があること。
- (2) 計画的かつ継続的に実施すること。
- (3) 特定の政党、宗教、思想の普及を目的としたものでないこと。

6 活動情報の提供

登録団体は、学びの海湖の活動を実施する際には事前に活動概要が分かる資料（イベントチラシ等）を研究所に提出すること。また、活動終了後には、その活動結果（内容、参加者数等）を研究所に報告すること。

7 支援内容

学びの海湖の活動実施に際し、登録団体相互のネットワーク化を図り、以下の支援を行う。

- (1) 研究所がイベント情報等を取りまとめ、県民に向け一括した情報発信を行う。
- (2) 登録団体の活動状況の情報交換や合同研修会等、学びの森登録団体との連携支援を行い、学びの海湖の活動の活性化を図る。

8 登録方法

福井ふるさと学びの海湖登録申請書（様式第1号）と関係書類を添えて、研究所に提出する。

9 登録スケジュール

平成30年11月12日 募集開始

平成30年12月12日 応募締切（研究所必着）

（平成30年11月～12月 応募団体へのヒアリング、現地確認を随時実施）

平成31年3月上旬 登録決定、登録証交付

10 選考方法

研究所において、登録要件に合致するか否かについて、書類選考および申請団体へのヒアリング、活動場所の現地確認を行い、登録団体および場所を決定する。

11 登録期間

登録日から当該登録日の属する年度の末日までとする。

ただし、期間末日までに、研究所または登録団体が特段の意思表示をしない場合は、1年間登録期間が延長されたものとみなし、以後、同様とする。

なお、登録要件を満たさなくなった場合には、研究所が登録を取り消すことがある。

12 問合せ・申請書提出先

福井県里山里海湖（さとやまさとうみ）研究所

〒919-1331 福井県三方上中郡若狭町鳥浜122-12-1

TEL 0770-45-3580 FAX 0770-45-3680

メール satoyama@pref.fukui.lg.jp

ホームページ <http://satoyama.pref.fukui.lg.jp/>

13 その他

この要項に定めるもののほか、学びの海湖の登録に関し必要な事項は、研究所が定める。

附 則

この要項は、平成30年11月13日から施行する。